

令和4年第4回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	令和4年 5月 6日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時 及び宣告	開会 令和4年 5月 6日 午前9時 30分 議長 瀬川 博 閉会 令和4年 5月 6日 午前11時 30分 議長 瀬川 博					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	温水 吾郎	出席	8	日野 茂	出席
	2	原田 竜太	出席	9	池田 政隆	欠席
	3	村田 牧子	出席	10	西田 征司	出席
	4	大坪 省三	出席	11	佐々木 渉	出席
	5	張間 真之	出席	12	井上 秀幸	出席
	6	林 花美	欠席	13	瀬川 博	出席
	7	太田越 亘	出席			
会議録署名委員	井上委員			温水委員		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	加藤 暢也	係長	北嶋 佑太	書記	
議事日程	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について（議事参与制限） 議案第3号 農地法第18条第6項の規定による合意規約の通知について（議事参与制限） 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（議事参与制限） 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（議事参与制限） 議案第6号 あっせんの申し出について					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年第4回総会

議長 本日、林委員より欠席の連絡をいただいております。
在任委員13名、出席委員12名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第4回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第13条の規定により12番井上委員、1番温水委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向ですが、4月7日に紋別市で開催されたオホーツク農業委員会連合会総会に事務局長とともに参加いたしました。内容は令和3年度決算報告と令和4年度の予算について決定いたしました。

日程第3. 議案第1号. 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。

局長 本件については、議案第6号に上程している賃借のあっせんに関する合意解約となっております。場所は●●●●さんについては議案17ページから20ページ、●●●●さんについては議案21ページの白色の部分をご覧ください。また本件は、2件とも農地法で定めた合意解約の要件を満たしているため、同法第18条第1項の北海道知事の許可は不要であります。

本件以下議案第2号、議案第3号の合意解約についても概要については係長より説明いたします。

係長 3件の議案に分かれておりますので都度説明させていただきます。議案第1号については大きく2件に分かれております。1

件目については、雄鎮内の●●●●さんの離農に伴い、自作地・貸借農地についてすべて解約するというものであります。●●●●さんは5月中には牛舎の牛を売り払い、農業関係ではないお仕事に就かれる予定と事務局では聴取しております。

2件目については四区の●●●●さんと濁川の●●●●さんの貸借地についてであります。こちらは本年の2月頃に●●●●さんと●●●●さんより、農地を売買により処分したいという意向に●●●●さんも合意したものとなっております。局長の説明の通り、2件とも議案第6号にてあつせんを希望するものとなっております。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番日野委員。

日野委員 13～14 ページの農地面積の合計が合わないのですが。

係 長 申し訳ありません。14 ページについての合計欄が誤っています。合計欄については、79399.85 m²が正しいものとなります。

議 長 4番大坪委員

大坪委員 11 ページの●●●●さんの図面が確認できないのですが。

係 長 17 ページに本来載るところ、画角がずれ込んでしまって、濁川部分が切れてしまっていますので必要なページについては後ほどお出しいたします。場所としましては、滝上産業周辺となりますので17 ページよりも少々西側となります。

議 長 質疑を打ち切ります。

本件については、適正な合意解約であることを確認したということでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

本件が適当であると認めることに決定しました。

日程第4．議案第2号．農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について本件は●●●●委員に関するものですので退出願います。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。

局長 本件についても、議案第6号に上程している売買のあっせんに関する合意解約となっております。場所については議案25ページの青色の部分をご覧ください。また本件は、農地法で定めた合意解約の要件を満たしているため、同法第18条第1項の北海道知事の許可は不要であります。概要については係長より説明いたします。

係長 概要を説明いたします。議案第2号については三区の●●●●と幸町の●●●●さんの貸借農地について解約するというものであります。4月頃に両者より現在の貸借を本年いっぱいまで解約し、農地についてはあっせんによる売買にて処分したいという意向をお聞きしたのになります。以上の通り、本件も議案第6号あっせんを希望するものとなっております。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件については、適正な合意解約であることを確認したということでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

本件が適当であると認めることに決定しました。

日程第5．議案第3号．農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について本件は●●●●委員に関するものですので退出願います。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。

局長 本件についても、議案第6号に上程している売買のあっせんに関する合意解約となっております。場所については議案29ページのオレンジ色の部分をご覧ください。また本件は、農地法で定めた合意解約の要件を満たしているため、同法第18条第1項の北海道知事の許可は不要であります。概要については係長より説明いたします。

係長 概要を説明いたします。議案第3号については滝下の●●●●さんと上渚滑の●●●●さんの貸借地ですが、こちらも3月頃に●●●●さんより農地を売買により処分したいという意向に●●●●さんも合意したものとなっております。解約後については前件同様に議案第6号にてあっせんを希望するものとなっております。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件については、適正な合意解約であることを確認したということでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

本件が適当であると認めることに決定しました。

日程第6. 議案第4号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

井上委員 事務局より朗読願います。(係長朗読)
説明願います。

局長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。

滝美町の●●●●さんの農地を二区の●●●●さんに貸借する案件でございます。なお3条の許可基準については、説明資料1ページをご覧ください。この表によりチェックを行いました、問題ありませんでしたので審議の参考にしてください。場所については議案38ページの黄色の部分であります。

井上委員　　ここで休憩を取ります。

井上委員　　休憩を解き会議に戻ります。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。

議　長　　日程第7．議案第5号．農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。なお本件に関しましては●●●●委員に関する案件となっておりますので、退出願います。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。

局　長　　本件は、農地法第3条の許可申請であります。
旭川市の●●●●さんの農地を●●●●さんに売買する案件でございます。こちらについては一昨年の冬に●●●●さんの母親にあたる●●●●さんが周辺の林地を売買する際に、●●●●さんが現在使用している農地に一部かかっているのを発見したものでございます。事務局で確認した所公簿面積の誤り等があったため令和3年に地籍の修正を行い、修正登記が完了したため、現在売買するものであります。
なお3条の許可基準については、説明資料2ページをご覧ください。この表によりチェックを行いました、問題ありませんでしたので審議の参考にしてください。場所については議案46ページの赤色の部分であります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。
それでは現地確認のため休憩いたします。

井上委員 休憩を解き会議に戻します。審議を保留していた案件について審議します。議案第四号は●●●●に関する案件ですので退出いただき、私が進行いたします。
議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

この件について意見を求めます。2番原田委員

原田委員 特に問題がなければよろしいかと思えます。

井上委員 ただ今許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。司会をお戻しします。

議長 続いて議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。なお本件に関しましては●●●●委員に関する案件となっておりますので退出願います。

この件について意見を求めます。3番村田委員

村田委員 議案第五号の農地法第3条第1項の許可についてですが、ただいま皆さんで現地確認をしましたが許可してよいと思えます。

議長 ただ今許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

日程第8. 議案第6号. あっせんの申し出について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。

局長 本件は議案第1号から第3号の解約を含む合計4件のあっせんの申し出であります。詳細については係長より説明願います。

係長 説明いたします。合計4件、関連あっせんも含めると計9名に係る多数のあっせんとなります。よろしくお願いたします。まず、1件目は●●●●さんとそれに関連するあっせんでございます。本人の離農に伴い、耕作地について借入地は全て返却による4名の関連あっせん、自作地についても耕作しないため、所有地及び父親との使用貸借地の2名、合計6名の貸付のあっせん希望となっております。

2件目は●●●●さんのあっせんとなっております。当該地については●●●●さんが貸借していた農地について売買のあっせん希望となっております。

3件目は●●●●さんのあっせんとなっております。当該地については●●●●さんが貸借していた農地について売買のあっせん希望となっております。

4件目は●●●●さんのあっせんとなっております。当該農地については●●●●さんが貸借していた農地について売買のあっせん希望となっております。

今回、事務局が係長1名のみでの対応となりますので、あっせん委員会のスケジュールについて4あっせんの兼ね合いをとりつつ実施したいと思っております。ご不便をおかけしますがご理解のほどよろしくお願い致します。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本件について、4件ともあっせんすることとしてご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件はあっせんすることに決定し
ました。あっせん委員については、会長指名でよろしいで
すか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。あっせん委員の指名を行います。

1件目1番温水委員、4番大坪委員、5番張間委員、9番池田
委員を指名いたします。2件目2番原田委員、3番村田委員、8
番日野委員を指名いたします。3件目11番佐々木委員、12番
井上委員、を指名いたします。4件目6番林委員、7番太田越委
員、10番西田委員を指名いたします。以上の4グループで多数
のあっせんとなりますが、よろしく願いいたします。

以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第4回農業
委員会総会を終了いたします。